



平成 26 年 3 月 31 日

各 位

会社名 株式会社 マ サ ル
代表者名 代表取締役社長 荻谷 純
(コード 1795)
問合せ先 取締役管理本部長 大木 信雄
(TEL. 03-3643-5859)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 31 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 58 回定時株主総会において、「定款の一部変更」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、経営及び事業運営の効率化、業績管理の厳密化を進めるとともに、より適時・適正な経営情報の開示を図るため、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までに変更致します。

これに伴い、現行定款第 10 条(株主総会の基準日)、第 11 条(召集の時期)、第 35 条(事業年度)、第 36 条(余剰金の配当)につき所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 59 期事業年度は平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 6 ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、附則を設けるものであります。

2. 決算期変更の内容

現在 : 毎年 3 月 31 日

変更後 : 毎年 9 月 30 日

決算期変更の経過期間となる第 59 期は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 6 ヶ月決算となる予定であります。

また、現在、決算期が 3 月 31 日の連結子会社である株式会社塩谷商会につきましても、同様の変更を行なう予定であります。

3. 今後の見通し

第 59 期の業績見通しにつきましては、平成 26 年 5 月に開示予定の平成 26 年 3 月期決算短信で公表する予定であります。

4. 定款の一部変更（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行	変更案
(株主総会の基準日) 第 10 条 当社は、毎年 <u>3 月 31 日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(株主総会の基準日) 第 10 条 当社は、毎年 <u>9 月 30 日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

<p>(招集の時期)</p> <p>第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6 月</u>にこれを招集する。</p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>12 月</u>にこれを招集する。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当会社の事業年度は、<u>4 月 1 日</u>から翌年<u>3 月 31 日</u>までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当会社の事業年度は、<u>10 月 1 日</u>から翌年<u>9 月 30 日</u>までとする。</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 36 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>9 月 30 日</u>の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 36 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>3 月 31 日</u>の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条 第 35 条（事業年度）の規定にかかわらず、第 59 期事業年度は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までとする。</p> <p>第 2 条 本附則は、第 59 期事業年度の末日を経過後、無効とし削除する。</p>

5. 日程

取締役会決議 平成 26 年 3 月 31 日
株主総会開催日 平成 26 年 6 月 25 日
効力発生日 平成 26 年 6 月 25 日

以 上